

## 静岡県交通基盤部等優良業務委託表彰要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設コンサルタント等の健全な育成と公共工事に関する調査及び設計の品質確保を図るため、静岡県交通基盤部及び経済産業部が所管する優れた業務を履行した受注者を表彰することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、交通基盤部及び経済産業部の本庁関係課長（以下「課長」という。）並びに交通基盤部及び経済産業部の出先事務所（局）長（以下「所長」という。）が発注し、前年度に完了した業務委託（経済産業部にあっては、農地局及び森林・林業局並びに交通基盤部河川砂防局関係業務委託）のうち、静岡県委託業務等成績評定要領により成績評定された業務とする。

### (表彰部門及び区分)

第3条 表彰は、次の部門により部門ごとに行う。

- (1) 測量・用地調査等業務部門
- (2) 地質・土質調査業務部門
- (3) 設計業務部門
- (4) 調査・計画業務部門
- (5) 点検・維持管理等業務部門
- (6) 農林土木業務部門

2 上記表彰の中から、特に優秀なものを交通基盤部長及び経済産業部農林水産担当部長（以下、「部長」という。）表彰とし、優秀なものを課長及び所長（以下、「所属長」という。）表彰とする。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、「静岡県交通基盤部・経済産業部優良業務委託表彰式」において、部長及び所属長が被表彰者に表彰状を授与することにより行う。

### (選考委員会)

第5条 被表彰者を決定するため、交通基盤部内に「優良業務委託表彰に係る交通基盤部選考委員会」（以下「交通基盤部委員会」という。）、経済産業部内に「優良業務委託表彰に係る経済産業部選考委員会」（以下「経済産業部委員会」という。）及び交通基盤部・経済産業部出先事務所（局）に「優良業務委託表彰に係る事務所（局）選考委員会」（以下「事務所委員会」という。）を設置する。

### (被表彰候補者の推薦)

第6条 課長は、被表彰候補者を交通基盤部委員会又は経済産業部委員会に推薦する。

所長は、被表彰候補者を事務所委員会の審議を経て、交通基盤部委員会又は経済産業部委員会に推薦する。

### (被表彰者の決定及び通知)

第7条 交通基盤部委員会及び経済産業部委員会は、前条により推薦された被表彰候補者について審議し、被表彰者を決定する。そして、部長表彰の決定を被表彰者へ通知するとともに、所属長表彰の決定を併せて所属長へ通知する。所属長は、所属長表彰の決定を被表彰者へ通知する。

(表彰の取り消し)

第8条 部長及び所属長は、被表彰者がこの要領による表彰を受けた業務委託の成果物等に関し、後日、重大なかしが明らかになったとき、又はその他表彰にふさわしくない行為が明らかになったとき、当該表彰を取り消すことができる。

(委員会の事務)

第9条 交通基盤部委員会の事務は工事検査課、経済産業部委員会の事務は農地整備課において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(付則)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から試行する。
- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年7月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和3年9月1日から施行する。